



～賃貸住宅の原状回復費用について～

Q

賃貸マンションを退去することになり、綺麗に使ってきたつもりだったが、退去時の管理会社との立ち合いで「リフォーム代を請求する」と言われた。納得できない。

A

原状回復以上の費用を負担する必要はありません。原状回復とは、新築のように綺麗な状態に戻すことではなく、借主の故意・過失や通常使用を超えるような使い方による損耗（そんもう）や毀損（きそん）を復旧することとされています。

納得できない請求に対しては、国土交通省の「ガイドライン」を参考に自主交渉しましょう。

また、入居時・退去時は貸主・借主の双方が立ち合いのもと現場確認をし、損耗箇所等については写真撮影や書面に記し、記録として残しておきましょう